

取手市埋蔵文化財センター

# 2006 発掘と発見

Excavation and discovery

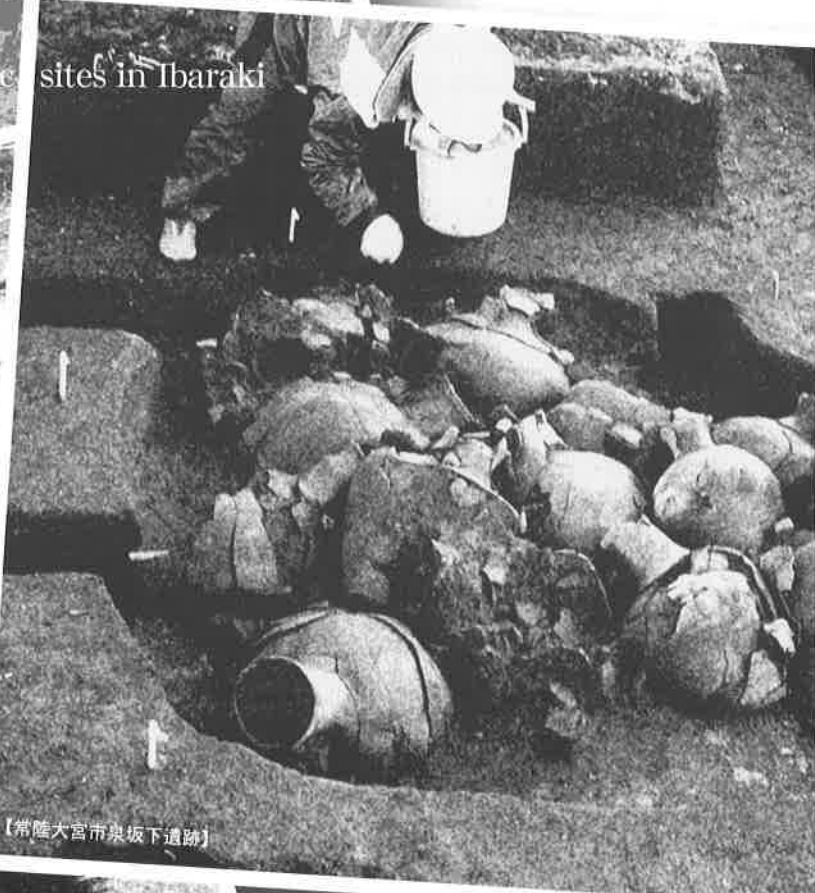
茨城県内遺跡の発掘速報展

An excavation news flash exhibition of historic  
発見の軌跡 A trace of discovery of 2006

【取手市神明道路】



sites in Ibaraki



【常陸大宮市泉坂下遺跡】

【石岡市常陸国衙跡】



【水戸市台渡里廃寺跡】



平成19年

2月27日(火)から  
4月20日(金)まで

\* 3月21日の祝日は開館します。  
午前10時から午後4時30分  
入館無料／休館日 月曜日

取手市埋蔵文化財センター

〒302-0007 取手市吉田383番地

TEL 0297 (73) 2640 FAX 0297 (73) 5003

Eメール maibun@city.toride.ibaraki.jp

## 2006 発掘と発見 「茨城県内遺跡の発掘速報展」

考古学のもっとも大きな特色は、地下に埋まつていてふだん目にふれない遺構や遺物を発掘・発見することです。そこに古代の謎を解くための手がかりを得た、心を躍らせる発見の瞬間があります。しかし残念ながら、一般の人々が発掘調査で発見の現場に直接立会うことはなかなかできません。そこで今回の企画展では2006年に行われた茨城県内の発掘調査のなかから代表的な4つの遺跡について、現地見学以外ではなかなか触れることができない最近の発掘調査と最先端の考古学について直接発掘調査を担当された調査員のみなさんに紹介していただきました。

縄文時代の研究は、近年において環状盛り土遺構などの新発見により、新たな視点から見直されるようになりました。神明遺跡（取手市）では今回の発掘で、大型の方形堅穴住居跡と、隣接した範囲に深さ2mを超える巨大な柱穴がいくつも発見され、これらの遺構とともに、土偶、小型土器、注口土器など、この時期の文化の特異性をうかがわせる遺物が数多く出土しました。これらの資料は、縄文時代晩期の社会構造と精神文化の画期を示しています。

弥生時代には、糀容器の土器を利用した土器再葬墓の習慣が東日本の弥生時代前半に成立しました。亡くなつた人を埋葬する習慣は旧石器時代にあったとされ、これを再葬する行為は死者の再生願望を起源とするもので縄文時代の伝統的墓制のなかにもみられます。弥生時代再葬墓の特色は「稻作」と死者の「再生」思想が結びついたことです。泉坂下遺跡（常陸大宮市）は、初期農耕社会が地域に成立する段階において、再葬の習慣が稻作農耕の文化に結びついていった過程を現した貴重な発見です。

奈良時代、『常陸國風土記』には、当時、新治・筑波・茨城・那賀・久慈・多珂などの郡が常陸国に再編された記事があります。台渡里廃寺跡（水戸市）はそのうち那賀郡における役所（郡衙）跡と近接して存在する同時期の寺院跡からなる複合遺跡です。戦前から発掘調査が行われ、昭和20年に県指定史跡となり、平成14年からの再調査によって、観音堂山地区で大規模な講堂跡、南方地区で塔跡が確認され、平成17年には国史跡に指定されました。さらに今年度、長者山地区ではきわめて保存度の高い、正倉と思われる礎石建物群が発見され、律令制下に成立した地方官衙の実像があきらかとなっていました。

平安時代、『将門記』によれば天慶2年（939）に平将門の乱によって常陸国府が焼討ちされたと伝えられます。伝説の真偽は別に、『和名抄』に「常陸國府、在茨城郡」とあり、常陸國衙跡（石岡市）が現在の石岡小学校敷地にあったことがつきとめられたのは昭和45年の発掘調査でした。以来35年を経て、平成10年から始まった再調査によって国分寺、国分尼寺、鹿の子遺跡など主要な古代遺跡を周辺に従え、古代常陸国政の中心地であった国庁の変遷と全貌があきらかとなりました。

### 講演会 「台渡里廃寺跡の発掘」

- 平成19年3月17日（土）
- 午後1時30分から

講師：川口武彦氏（水戸市教育委員会文化財主事）

### 講座 「上高井神明遺跡の発掘」

- 平成19年4月14日（土）
- 午後1時30分から

講師：埋蔵文化財センター職員

\*会場はいずれも 埋蔵文化財センター2階 講座室／予約不要 先着40名

### 例　　言

1. このパンフレットは平成19年2月27日から4月20日まで開催される取手市埋蔵文化財センター第21回企画展「2006 発掘と発見 茨城県内遺跡の発掘速報展」にともない発行されたものです。
2. 企画は埋蔵文化財センター職員の宮内良隆が担当し、ポスター・パンフレットの編集は宮内が行いました。なお、展示にあたって諸星政得氏のご指導をいただきました。
3. パンフレット中の各遺跡解説はそれぞれの調査担当者である鈴木素行氏（泉坂下遺跡）、箕輪健一氏（常陸國衙跡）、川口武彦氏（台渡里廃寺跡）に玉稿をいただきました。神明遺跡については宮内が執筆しました。
4. 展示品の借用にあたり、水戸市教育委員会、石岡市教育委員会、常陸大宮市教育委員会、鈴木素行氏、中村治氏から多大なご協力をいただきました。

またつぎの方々からご指導、ご教示をいただきました。記して感謝申し上げます。

ひたちなか市埋蔵文化財調査センター、常陸大宮市立歴史民俗資料館、鴨志田篤二、小杉山大輔

（敬称は略させていただきました。）

# 取手市神明遺跡

## 大量の土器片の下から出現した大型住居跡と巨大柱穴

神明遺跡は土偶や石劍など貴重な資料を出土して注目されてきました。今回の発掘で、大型の方形竪穴住居跡と、隣接した範囲に深さ2mを超える巨大な柱穴がいくつも発見されました。このような遺構とともに、土偶、小型土器、注口土器など、この時期の文化の特異性をうかがわせる遺物が数多く出土しました。これらの資料は、縄文時代晩期の社会構造と精神文化の発展における画期を示しています。



竪穴住居跡全景

### 1 遺跡の概要

神明遺跡は取手市上高井にある神明神社を中心とした200mから300mの範囲である。遺跡は標高22m前後の平坦な台地上に立地している。付近には谷津があり込んでいる。北方へ1kmほどに小貝川、南方1.5kmで利根川にいたる。台地の上には地形的特徴である広い窪地がある。ここを水源地とした相野谷川が遺跡の東を通過しながら台地を刻んで小貝川に合流している。

明治時代の「石器時代地名表」にもその所在は記されており、耕作された畑から石鏃、石棒、土偶など珍品が出土することで知られていた。今日考えればこれらの出土品は縄文時代後晩期の精神文化の豊かさを示す資料だったといえる。

昭和50年に南西地点の発掘が行われ、市内では小文間の中妻貝塚に続く縄文時代晩期中葉の遺跡であることが分かった(A地点)。このA地点では平成14、15年度に再調査が行われ、晩期終末の土器が出土し、神明遺跡が縄文時代の最後まで継続したことが分かった。昭和58年に神社北東地点(B地点)、昭和61年に神社東側地点(C地点)の確認調査を行いB地点で

は縄文時代後期中葉の包含層を発掘し、C地点では縄文時代晩期中葉の土器と製塩土器が出土して、包含層ならびに遺構の存在が推測された。平成12年度、遺跡の南側で相野谷川の水源地である窪地に接する地点で調査を実施し縄文時代中期末の住居跡、土坑を検出した(D地点)。平成17年度、今年度に再びC地点の調査を行った。

### 2 平成18年度調査の経過

昭和61年(以下S61)に行ったC地点の発掘では2m幅、長さ15mのトレンチを3本南北に連続して設定、約90mを発掘した。

トレンチ調査の結果、表土層の下から黒色土層を主体とする縄文時代晩期の遺物包含層を検出し、さらにその遺物包含層の下に竪穴住居跡の遺構を確認した。

平成17年度(以下H17)のC地点再調査は遺構の範囲確認を目的に、S61トレンチをはさんで、神社脇の道路東端から東西方向に、南から順にAトレンチからDトレンチまで4本設定し発掘を行った。必要に応じて各トレンチを延長して、全体的に各トレンチの長さは12mとなった。



包含層土器出土状態

S 61 トレンチの遺構部分を再発掘してトレンチ内の遺構範囲を再確認した。その結果、C～D トレンチが遺構の範囲にかかることが分かった。これらのトレンチをさら東側に拡張したところ遺物包含層が住居跡の範囲外に広がることが分かった。

また S 61 トレンチの南延長に  $2 \times 8$  m のトレンチを設定して南側の遺物包含層および遺構の範囲を調査した (S 61 トレンチ南拡張区)。

今年度の調査は S 61 トレンチで遺構を確認した範囲と遺物包含層の東側への広がりを確認した C～D トレンチの全体を含む範囲でグリッドを設定して発掘を行った。

### 3 発掘の結果

今回の発掘調査の成果は、豊富な土器や石器などの出土品の他は、遺物包含層、大型住居跡、大型柱穴の3つにまとめることができる。

#### 黒色土遺物包含層

遺物包含層は現代の生活層である表土層の下にあり、多くの縄文時代晩期の遺物を含んでいる。神明遺跡では表土層以下 20cm 程度でその下に敷き詰めたように土器片が重なり合って広がっていた。表土層からいきなり遺物包含層へと変化するため、表土層が遺物包含層のうえに堆積したものか、あるいは本来あったはずの遺物包含層の上部を破壊したものか不明である。しかし、この表土層の薄さは特徴的である。

厳密には遺物包含層は遺物を含有する土層すべてを指す。ここでは表土層や、判明している遺構の覆土以外の堆積土を意味している。さらに今回は表土層直下で遺物分布と重複している土層で黑色土を主体とする層を特別に指している。

S 61 トレンチの調査では、トレンチ断面で表土層直下に黑色土があり、多くの遺物が含まれていた。さらに下層では茶褐色土層になり、竪穴住居跡の範囲と遺物包含層の範囲が重複しており、竪穴住居跡を埋めた覆土であると考えていた。

H 17 の A～D トレンチ調査で黑色土遺物包含層の

範囲が竪穴住居跡の範囲以上であることが分かった。東側は H 17 各トレンチの東端までおよんで、地形はここから緩やかに傾斜して下がっていく。南側は S 61 トレンチの南端付近までが範囲で、ここでも地形は東側と同様に緩やかに下がっている。

これまでに判明した点をわかりやすくいえば北から南に緩やかに下る斜面に、遺物を多量に含んだ黒色土層がレンズ状に堆積しているのである。この黒色土遺物包含層の下に大型住居跡と大型柱穴群の遺構分布があつたのである。

遺物の出土分布そのものは黒色土層に限らない。黒色土層がほとんどみられなかった S 61 トレンチ南拡張区でも多量に出土した。つまり、黒色土層である遺物包含層の分布があって、それとは別に遺物分布がある。その違いは黒色土遺物包含層の下から出土した大型柱穴の分布で、存在した遺構の違いで遺物包含層の違いがあったと考えられる。

#### 大型住居跡 (SI01, SH01, SM01)

方形の竪穴住居である。4 辺をほぼ東西南北にむけて東西辺約 8 m、南北辺約 9 m である。住居跡のほぼ 1 / 3 が調査区域から外れたため完全な発掘はできなかつた。覆土の大半が黒色土層で黒色土遺物包含層と共に通する。住居跡壁および立ち上がりははっきりしていない。トレンチ断面で堆積ローム層に段差がみられることから壁と判断した。この段差にそつて内側に焼土が帯状に分布していた。床や壁そのものが焼けていないので火災性の焼土と思われる。

床に細いピット (穴) が多く柱穴と判別できるものは少ないが、深さで分布を調べると各隅に深さ 2.0m をこえるピットがまとまってみられるので何度か柱の建て替えをおこなつた痕跡とみられる。住居中央からやや西壁寄りに位置して焼土と灰が厚く堆積した地床炉があった。楕円形で長径 0.7 m と大きい。反対の東壁に接してだらだらとした窪みがみられ、やや深いピットがいくつか付随してみられる。あるいは階段状に設けられた入り口施設の痕跡かもしれない。炉の近くにシジミやタニシなどの貝プロック (SM01) が分布した。



住居炉跡 (SH01)

住居跡の堆積覆土の層位は主に黒色土で構成されているが、床面の直上は茶褐色土層である。壁周辺に分布した焼土もこの茶褐色土層に含まれている。炉跡は黒色土をベースに掘り込まれており、貝プロックもこの黒色土のベース上に分布していた。これらのことか

ら、住居構築直後に茶褐色土が堆積しており、壁際の焼土もこれに近い時期と考えられるので火災があったとすればこの時期である。その後、炉を使用し、貝ブロックを残した生活層は黒色土層であるといえる。

#### 大型柱穴

住居跡範囲外にひろがった黒色土遺物包含層を発掘すると下から多くの土坑を検出した。これら土坑のほとんどは柱穴である。平面および断面で柱痕が土層の違いとして観察された。痕跡からは径0.3～0.4mの柱が推測される。(SK73は住居跡内にあったが、これはH12調査D地点と同時期の縄文時代中期末のプラスコ状土坑であり貯蔵用土坑で例外である。)



SK35 断面



SK35 完掘状況

痕が分かる。柱が完全に腐朽して空洞になりその部分が非常に柔らかい土層となる。つまり柱は抜かれるより腐るまで放置されたと考える。円筒状柱穴のように土坑の径が広くなると柱を設置するとき安定させるために、ローム土を周囲に固めて中心をとりながら埋め

たため、リング状になったロームブロックが断面で観察された。

もっとも深い土坑は地表から4.0mほどの深さである。ほかの柱穴と同様に急な角度で掘り込まれ、深さ3.5mでローム層を抜けて粘土層に達し、湧水があった。この土坑の断面にも柱痕があり、またほかの土坑では湧水がみられないで井戸を目的に掘ったものでないことはあきらかである。

円筒状柱穴は底面がほぼ平坦である。念入りにつき固めたような痕跡はない。これらの柱穴には遺物が落ち込んでいた。円筒状柱穴には特に多く、土器片のほかにほぼ完形の土器が出土することがある。これらは後で投げ込まれたものである。貯蔵穴の場合、完形土器は底面に置かれて出土する。覆土の途中で出土する場合は投げ込まれたものである。

これらの不思議な柱は、まだどのような上部構造にともなうものか分かっていない。

今まで判明している点は、黒色土遺物包含層と遺構の分布が同じであること、大型住居跡と切り合い関係がみられないことである。

以上の点から、黒色土遺物包含層、大型住居跡、大型柱穴の3つの遺構はほとんど同時期に形成され使用されたと考えている。(宮内良隆)



SK38 土坑断面



SK38 土器出土状態



SK38 の湧水

# 常陸大宮市泉坂下遺跡

## 人面付土器を伴う再葬墓の調査 一土器内の堆積土を観察する一

常陸大宮市泉坂下遺跡は、採集された1点の土器から弥生時代中期の再葬墓が推定されていても、その実態が全く分からぬ遺跡でした。平成18年に確認のため学術調査を実施してみると、1本のトレンチから7基もの再葬墓が検出されました。茨城県内では30年ぶりに、完全に近い状態の人面付土器が出土したことでも注目されました。今回の調査で、泉坂下遺跡が再葬墓遺跡であることを確認できたわけですが、墓域の広がりや生活域など遺跡への関心は増すばかりです。



第1号墓壙（SK1）の土器出土状況

### 1 遺跡の概要

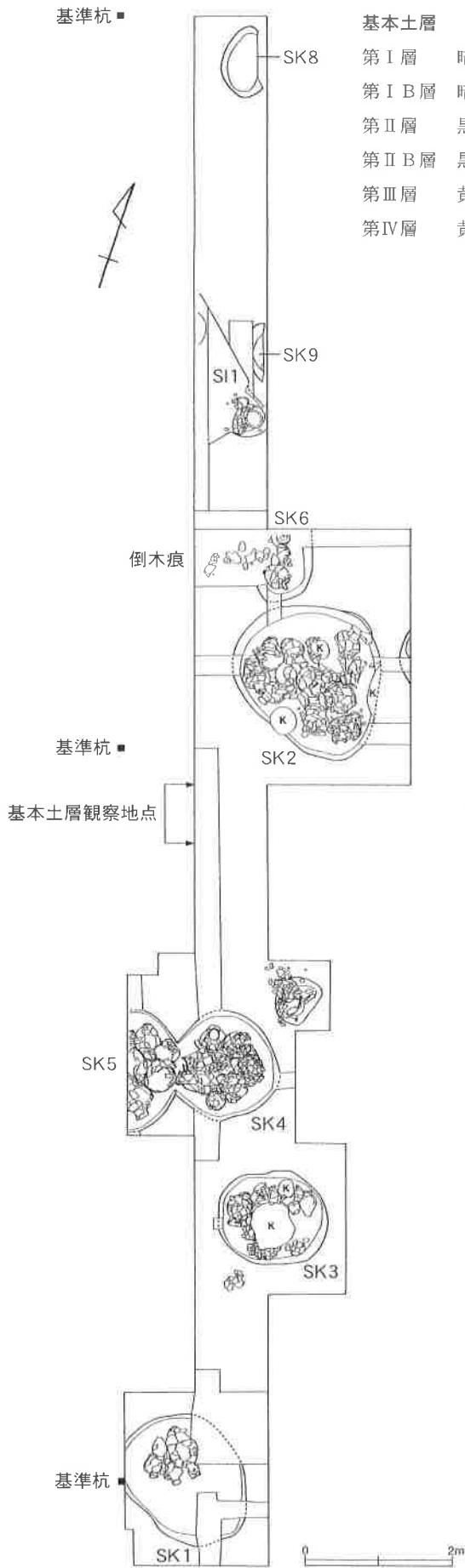
泉坂下遺跡は常陸大宮市泉坂下918に所在し、久慈川右岸の低い段丘上に立地する。調査地点の標高は20～21m、低地との比高差は1mほどである。以前は菊池栄一氏の自宅敷地であったが、転居後の現在は水田として利用されている。宅地を水田に整地する際に出土した遺物を、菊池氏が大宮町歴史民俗資料館と上野小学校に寄贈されたことにより、遺跡として周知されるに至った。

寄贈された遺物は、縄文時代の石器7点、弥生時代の土器1点である。このうち弥生時代の土器については、「高さ42センチメートルほどで胴部が大きく張り、縄文が施文された複合口縁は頸部からやや開きながら立ち上がっています。胴部全体には斜位の条線が施され、煤の付着もみられます。大宮町内としては2か所目の再葬墓遺跡として注目される遺跡です」[瓦吹他1995]と解説がある。引用文中の「大宮町内としては2か所目の再葬墓遺跡」は、小野天神前遺跡が最初に確認された再葬墓遺跡ということ。常陸大宮市という新たな市域で数え直せば、中台遺跡を加えて3箇所目の再葬墓遺跡がここに推定されていたことになる。

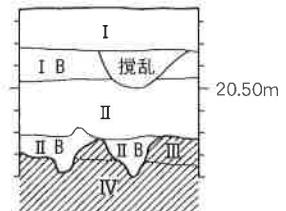
### 2 調査の概要

今回の発掘調査は、開発行為に伴う事前調査ではなく「学術調査」に区分されるものである。目的の1つには、再葬墓遺跡の確認を掲げていた。土器を掘り出したという地点を菊池氏に現地で教示いただき、その地点を中心にトレンチを設定した。調査期間は、稲刈り終了後から田植え準備までに限定されることから、休日を利用しての体制を2006年の1月中ということで組み立てた。しかし、1月15日に調査を開始してみると、2月19日までの実質15日間を調査に充てざるを得ないことになった。

設定したトレンチは、幅1m長さ20mである。遺構が検出されなければ、トレンチを順次増設する準備をしていたが、終了時の調査区は、当初のトレンチの一部を拡張したものに過ぎない。調査面積は36m<sup>2</sup>。調査区内には、弥生時代の再葬墓と考えられる土坑7基、一次葬の墓壙とも推定される土坑3基、他に平安時代の住居跡1基が検出された。つまり、発掘調査は、目的とする再葬墓遺跡の存在を確認したことになる。7基の再葬墓には、人面付土器を伴う第1号墓壙（SK1）、14個体もの土器が検出された第2号墓壙（S



基本土層	
第 I 層	暗褐色土層（表土層 締まり無し）
第 I B 層	暗褐色土層（表土層 締まり有り）
第 II 層	黒褐色土層
第 II B 層	黒褐色土とローム土の混合層
第 III 層	黄褐色土層（ローム層 橙色パミスが混じる）
第 IV 層	黄褐色土層（ローム層）



第2号墓壙 (SK2) の調査風景

K2などがあり、再葬墓から取り上げた土器だけでも46個体という、予想を大きく上回る規模の調査となつたのである。

### 3 再葬墓の調査

地表面から20cmほどが第I層とした水田耕作の表土層、さらに15cmほど第I B層とした表土層が続き、これらの暗褐色土を除去すると黒褐色土が露出して遺物が多量に出土し始めた。これより下位の土層堆積を観察しようと、トレーナーの南端に試掘坑を設定して掘り下げる。ところが、ここにも西壁に土器の一部が現れてきた。これが第1号墓壙の人面付土器ということになるのであるが、深堀の過程では、土坑の輪郭すなわち地山と覆土の境界線に気付くことはなかった。第II層とした地山も土坑の覆土も黒褐色の色調で、区別が難しい。調査区内から検出された再葬墓は、いずれの土坑も第II層中にあり、第III・IV層のローム層には到達していない。ローム層を掘り込んでいたならば、少なくとも底面の形態と規模だけは確実に捉えられるであろうし、掘り上げられた黄褐色のローム土が、土坑の埋没に加わることで、これを指標として覆土が区別できたかもしれない。しかしながら、掘削されたのが第II層にほぼ限られることから、第II層中に二次堆積した第II層を識別しなければならないことになるのである。トレーナーの壁を何度も削り直し、手応えとして伝わる土層堆積の硬軟、黒褐色土中に含まれる粒子

の状態などから、地山と覆土をほぼ確実に区別できるようになるまでにはかなりの時間を要した。この区別を確定したことにより、例えば第1号墓壙の南半部に土器が無いのは、掘り過ぎによる誤認ではなく、土器の設置されない空間があったと断言することができる。のである。



第1号墓壙（SK 1）人面付土器内部の堆積土  
(下部の土層中に白く見える粒子がローム土)

再葬墓から検出される土器には、内部に土が堆積する前に全体が潰れたような状態のもの、内部に土が堆積した段階で上部が潰れたような状態のもの、内部に土が充満してほぼ完全なままの状態のものが見られた。上部が潰れたような状態で検出された土器については、内部に堆積した土層を観察できたものがある。第1号墓壙の人面付土器の観察では、下位に堆積した土層に大粒のローム土の混入を認めた。既述したように土坑の覆土には、このような大粒のローム土は混じらない。従って、土坑の覆土が土器内に流入したものとは考え難い。そうすると、土坑が埋没する以前に土器内にローム土が入っていたことを推定しなければならなくなるのである。

千葉県天神前遺跡において壺形土器内から成人骨が検出されたことが、このような遺構を再葬墓と認める根拠となった。また、遺物が検出されて副葬品と捉えられることもある。今回の調査でも土器内の土壤は、全てを3mm方眼の篩にかけて水洗した。但し、水田の旧状復元のために土器46個体分にものぼる土壤を持ち帰るわけにはいかず、現地にタンクで水を運び込み、調査が完了した部分を土砂排水で埋め戻しながらの作業となつた。篩上からは現地でも骨片が検出されたが、焼けた痕跡を有する小片・細片であり、後日小宮孟氏に同定していただいたところ、人骨と認められるものは含まれていなかった。小野天神前遺跡については獸骨が検出されたことを「概に再葬墓とはいえないくなっている」[阿久津1991]とした見解もあるが、今回の調査は、「古い時期のものが混入した」[春成

1993]という見方を支持する状況にある。人骨は遺存していないなかたが、件のローム土については、改葬される人骨に伴い土器内に入ったことを想定する。そうすると、一次葬は土葬であり、その墓壙はローム層にまで到達する深さに掘られているに違いない。一次葬の墓壙と推定した円筒形の土坑は、座葬の姿形が想定される規模のものであった。その掘り込みはローム層に到達し、覆土には大粒のローム土を含むのである。この想定に基づく限り、人骨は土が付着したまま土器内に入れられており、一次葬と再葬の間には「洗骨」のような行為は介在しなかつたと考えることになる。

#### 4 再葬墓遺跡調査の視点

泉坂下遺跡の発掘調査について整理作業を少しずつ進めている。報告書の刊行は未定。再葬墓は頻繁に調査の対象となる遺跡ではないが、希少な事例に遭遇するかもしれない担当者を念頭に、今回の調査体験の一部を綴つてみた。さらに付け加えるならば、篩上からは、赤色顔料のように見える細かな塊が僅かに選別されている。赤色顔料であるならば、これについても人骨に伴い土器内に入ったことが想定されてくる。一次葬の墓壙内に散布されていたものであろうか。一次葬の墓壙と推定される土坑の底面及び覆土には、赤色顔料を見ていかない。しかし、今となっては、多量でないことは推測できても、全く無かったとは断言できない。そのような視点を持ち得なかつたこと、土坑の覆土を採取していなかつたことが悔やまれるのである。

(鈴木素行)

【参考文献】阿久津久（1991）「小野天神前遺跡」『茨城県史料 考古資料編 弥生時代』茨城県／瓦吹堅他（1995）『大宮の考古遺物』大宮町教育委員会／鈴木素行（2006）「泉坂下遺跡－発掘調査までの日々－」『第28回研究発表会資料』茨城県考古学協会／春成秀爾（1993）「弥生時代の再葬制」『国立歴史民俗博物館研究報告』第49号 国立歴史民俗博物館



第2号墓壙（SK 2）の土器出土状況

# 石岡市常陸国衙跡

## 全貌が明らかとなった古代常陸国の役所跡

石岡市常陸国衙跡は、昭和45年に茨城大学の豊崎卓教授によって初めて発掘調査が行われました。その後、平成10年度からの確認調査によって、遺跡内の姿が次第に明らかとなり、特に、今年度の調査によって国庁のほぼ全容が解明されました。遺跡内にはその他、国庁に付随する推定曹司ブロックや国庁以前に造営されたと考えられる官衙ブロックが存在します。これらの建造物跡は、この地が古代常陸国政の中心地であったことを窺わせる貴重な資料となっています。

編集注 ※国衙・郡衙・官衙（こくが・ぐんが・かんが 国役所・郡の役所・役所の意）  
※曹子（ぞうし 役所に付属する官舎）



国庁正殿跡－北から（中央入柱の位置）

### 1 遺跡の概要

**遺跡の位置と環境** 常陸国衙跡は、旧石岡市内の中心市街地西部に位置する。中心市街地は、その北部と南部にそれぞれ霞ヶ浦へ南東流する山王川・恋瀬川の浸食作用によって形成された、通称「石岡台地」上に展開する。この「石岡台地」は、南東方向に霞ヶ浦へ向かう、約7kmに亘って突出した狭長な台地である。国衙跡は、この台地上平坦部の標高約25mの場所に造営されている。遺跡は、現在の市立石岡小学校敷地内に広がっていることから、現代の宅地化からは免れることができ、学校校庭を中心とした古代の建物跡が多数発見されている。

**調査・研究の歴史** 常陸国衙（国府）跡の所在地については、江戸時代後期からその研究が進められてきた。その所在地案については、①国分寺北東の田園説、②市内南東部「茨城」の地（茨城郡衙推定地付近）、③市立石岡小学校敷地内の諸説があった。茨城大学の豊崎卓教授は、かつて径1mほどの巨石や国分寺と同系の古瓦が石岡小学校内に散在していたことを、地元住民から聞き取り、昭和33年に前二説を否定し、石岡小学校敷地内に国衙跡が存在していたという論文を初めて発表している。

その後、豊崎教授は、自らの論を実証すべく、昭和

45年の旧校舎取り壊しに際し、校庭内における最初の発掘調査を手掛けた。その結果、桁行7間×梁行2間の南北棟掘立柱建物跡や国分寺と同種の古瓦を発見した。この調査によって、国衙（国府）跡の石岡小学校敷地内説が定着し、近年に至ることになった。その後、平成10年には、小学校屋外プール建設事業に伴い、市教育委員会によって確認調査が行われた。さらに、この調査を契機として、平成13年度からは、本格的な遺跡全体の確認調査が開始され、今年度の調査までで46の建物跡・構造物跡の他、大小様々な区画溝跡等が発見されている。

調査は現在、西脇殿の規模確認、推定曹司地区大型建物跡の規模確認を行っている。

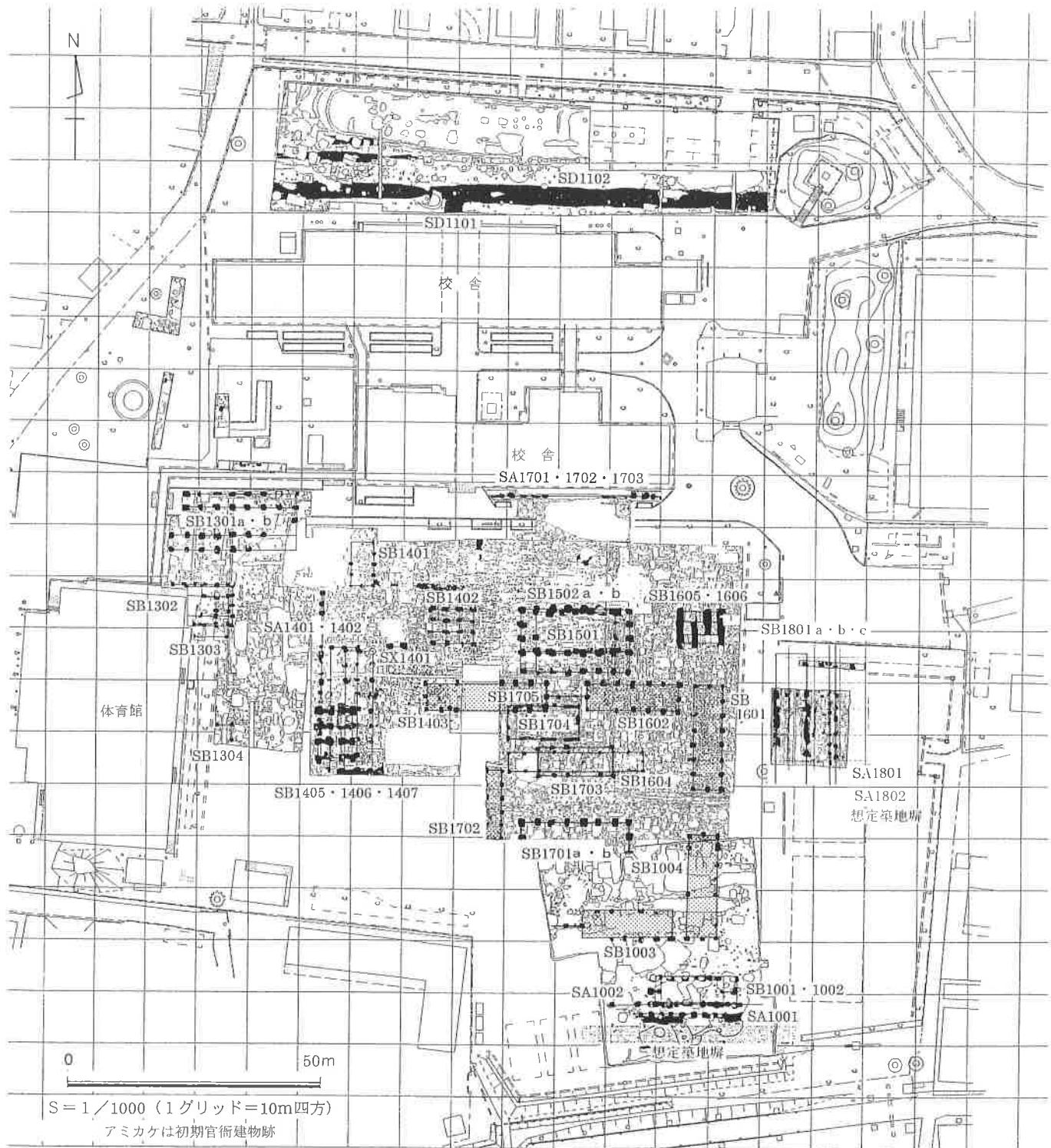
### 2 遺跡の内容

これまで、46の建物跡・構造物跡が発見され、これらを建物方位による配置の計画性や規模構造の同一性からその併存関係や同時性を検討していくと、遺跡内で三つの官衙空間が構成されていたことが理解される。

**国 庁** 近年の第6次調査で、東脇殿・東辺区画施設が確認され、国庁の規模が約100m四方であることが判明した。そして、これらの区画の中では、少な

くとも3時期に亘る建物変遷が認められる。第Ⅰ期目は、正殿・前殿を中心に据え、西側では2棟の脇殿が縦列して配置される。東側は北部の脇殿は発見されて

いないが、南部の脇殿は、国庁中軸線を中心とする東西対称の位置で確認されている。第Ⅱ期目は、正殿・前殿・東西脇殿がほぼ同位置に配置されている。この



常陸國衙跡全体図

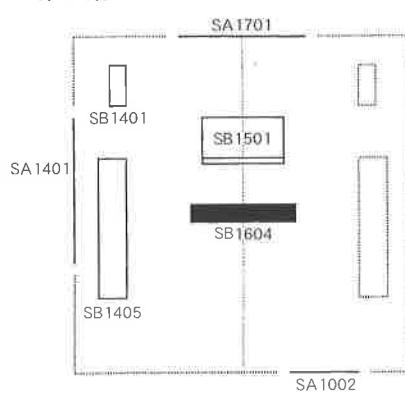
時期は、両脇殿とともに1棟ずつ配置されている。また、正殿の東側のみ楼閣状の建物が存在する。なお、この時期までの建物跡は、すべて掘立柱建物跡である。第Ⅲ期目は、正殿を中心とした東西対称位置に楼閣状建物、脇殿を配置している。この時期には、前殿は造営されていない。また、正殿を除き、楼閣・脇殿は礎石建物に変化する。ここで、ひとつ問題になるのが、第Ⅱ・Ⅲ期正殿と南北方向に柱列を揃える大型建物跡(SB1701a・b)の存在である。厳密に考えると、この建物の存在によって、国庁の変遷過程が2案に分かれ

ることになる。そのひとつは、第Ⅱ期目の後半及び第Ⅲ期目に前殿的機能を果たした建物であったという案である。一方、もうひとつの案は、第Ⅳ・Ⅴ期目にそれぞれ単独的に配置され、その機能を果たしたと考えることである。いずれの案とも現状では決しがたいが、主要殿舎である正殿・東西脇殿の変遷過程を中心に見据えた場合、国庁としての主要時期は、大きく3時期に区分されると考えられる。大型建物跡(SB1701a・b)については、今後国衙跡全体を考える上での、ひとつの検討課題である。

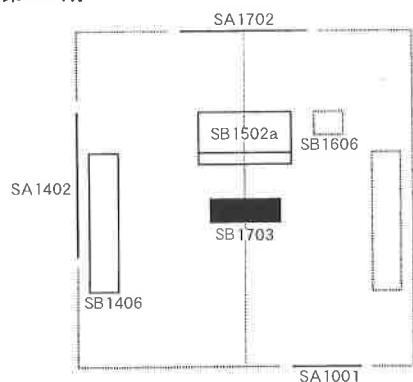
全期(検出建物)



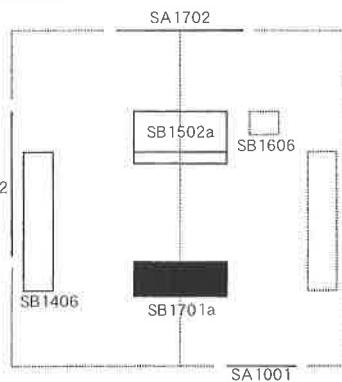
第Ⅰ期



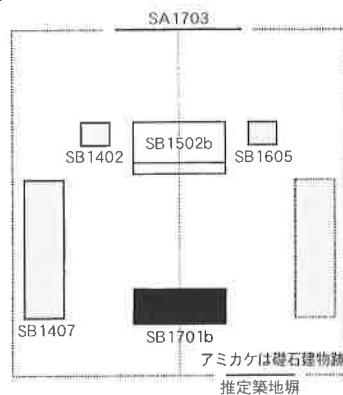
第Ⅱa期



第Ⅱb期



第Ⅲ期



国庁変遷想定模式図①

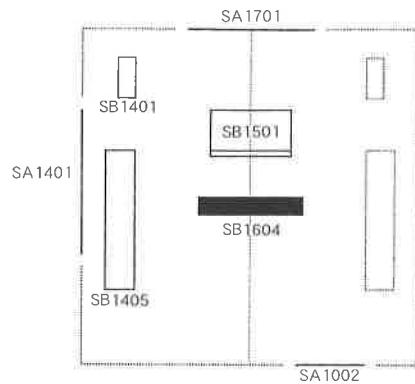
**曹司** 国庁の西側に隣接する官衙ブロックである。国庁西辺区画施設を隔てた位置に存在する。現段階では、国庁外郭の曹司と考えられるが、あるいは国司館としての機能を考慮する余地も残されている。このブロックでは、桁行8間以上の大型建物跡(SB1301a・b)が発見されている。国庁と同時期に併存していたと考えると、正殿を凌駕する規模・構造である。南方に配置される建物跡との中軸線を想定した場合、SB1301a・bは桁行11間となる可能性もあり、こうした大型建物跡の性格や機能も大きな問題点となる。

**初期官衙** 国庁とほぼ同位置に展開し、それに先行すると考えられる官衙ブロックである。長舎構造の建物を堀で連結させて、院が構成されている。南北約49m、東西約58mの規模を有し、建物配置及び正殿的位置を占める建物(SB1702)の存在から、官衙全体が東向きであった可能性が大きい。建物配置から見ると、郡庁の形態に類似するという大きな特徴が挙げられるが、実際の機能は、初期国庁あるいは、その機能を兼備した郡庁等いくつかの可能性が考えられる。いずれにしても性格については未詳である。(箕輪健一)

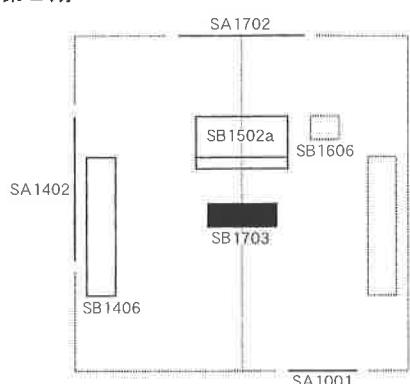
全期(検出建物)



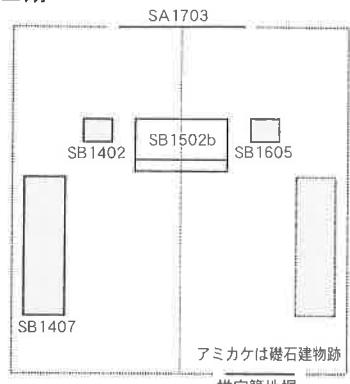
第Ⅰ期



第Ⅱ期



第Ⅲ期



第Ⅳ期



第Ⅴ期



国庁変遷想定模式図②

# 水戸市台渡里廃寺跡

## 律令国家の権威を象徴する寺院と瓦葺きの正倉

水戸市台渡里廃寺跡は、古代常陸国那賀郡の役所（郡衙）とその近隣に位置する寺院が複合した遺跡です。台渡里廃寺跡は、北から長者山地区（正倉院）、観音堂山地区（寺院）、南方地区（寺院）の3地区に分けられており、昭和20年7月16日付で県の史跡に指定されました。その後、平成14年～16年、平成18年に水戸市教育委員会による史跡の内容と範囲を確認するための保存目的の発掘調査が行われ、郡衙の周辺に建立された寺院や租税として集められた穀物を収納していた郡衙の正倉院の姿が明らかになってきました。

### 1 遺跡の概要

台渡里廃寺跡（だいわたりはいじあと）は、那珂川右岸の標高30mの台地上に所在する古代の寺院と役所が複合した遺跡です。北から長者山（ちょうじややま）地区・観音堂山（かんのんどうやま）地区・南方（なんぽう）地区の三地区に分けられています。

昭和14年から昭和18年に高井悌三郎（たかいていさぶろう）氏（当時、茨城県師範学校教授）による学術調査が行われ、その調査成果から昭和20年7月16日付で茨城県の史跡に指定されました。

しかし、戦前から昭和20年代に農村風景が広がっていたこの一帯も昭和40年代の後半から急速に都市化が進み、史跡のすぐ近くにまで開発の波が及ぶようになりました。こうした開発の波から史跡を保護して行くために、水戸市教育委員会は平成14年から3カ年計画で観音堂山地区と南方地区を対象に史跡の内容と範囲を確認するための発掘調査を行いました。

その調査成果に基づき、平成17年7月14日付で観音堂山地区と南方地区の県指定地を含む約32,000m<sup>2</sup>の範囲が国の史跡指定を受けました。平成18年度からは県指定史跡となっている長者山地区の内容と範囲を確認するための発掘調査を行っています。



観音堂山講堂跡瓦積基壇

### 2. 観音堂山地区と南方地区の範囲確認調査

観音堂山地区は、高井悌三郎氏の調査により8棟の礎石建物跡が確認されていて、その中の一つから「徳輪寺（とくりんじ）」と書かれた文字瓦が出土したことから寺院と考えられていました。ところが、寺院の伽藍配置にしては均整さを欠くことなどから、那賀郡衙の政庁跡や河内駅家（かわうちのうまや）のような官衙（役所）とする見解もありました。

しかしながら、平成14年から16年にかけて水戸市教育委員会が行った範囲確認調査の結果、西側に講堂（こうどう）が、その北東に金堂（こんどう）とさらに東側に塔（とう）が並び、金堂の北西に経蔵（きょうぞう）もしくは鐘楼（しょうろう）に比定される礎石建物が配置され、講堂の対極に位置するところには中門（ちゅうもん）が配置される東向きの独自の伽藍配置を持つ7世紀後半に創建された初期寺院（しょきいん）であることが明らかとなりました。

出土遺物には平瓦や丸瓦の凹面や凸面に「吉（土）田」、「川邊（かわべ）」、「井野（いりのか）」、「阿波（あわ）」、「中（なか）」など台渡里廃寺跡の造営に関与した古代常陸国那賀郡の郷名や「年足（としたり）」のような個人名が書かれた瓦や「川ア（かわべ）」や「禾（あわ）」、「石上（いしがみ）」といった文字が押印された瓦、塔の上に飾られる相輪（そうりん）の一部が描かれた瓦や「佛」という字の周りに絵が描かれた瓦、金箔製品、瓦製の相輪の一部など東国の初期寺院でも初見の例となる仏教関連遺物が確認されています。

南方地区については、高井悌三郎氏の調査で塔の基礎が確認されていて、昭和46年の水戸市教育委員会による調査でその東側に金堂と見られる礎石建物跡が確認されたことから、法隆寺（ほうりゅうじ）と同様の伽藍配置を持つ寺院と考えられてきました。平成14年から16年にかけて水戸市教育委員会が行った範囲確認調査では、塔跡の基礎の内部から内面黒色処理の施された土師器壊の破片が出土したことから、9世紀後半に入ってから造営された講堂を持たない法隆寺の伽藍配置を意識した寺院であることが判明しました。

観音堂山地区の初期寺院が9世紀後半には火災で廃

絶していることから、観音堂山地区の伽藍の焼失後に、南方地区に再建しようとしたが、造営を途中で中止した可能性が高いと考えられています。



南方地区塔跡基壇

### 3. 長者山地区の範囲確認調査

高井悌三郎氏の調査および昭和48年の水戸市教育委員会の調査では長者山地区から那賀郡衙の正倉（租税として集めた穀物を収納しておく倉）とみられる瓦葺きの礎石建物跡が4棟、見つかっており、「阿波郷（あわごう）大田里（おおたのり）（旧桂村阿波山神社付近）」や「川辺郷（かわべごう）小河里（おがわのり）（旧御前山村川辺付近）」など那賀郡の地名や「土師部小刀良（はじべのことら）」、「真國（まくに）」など人名を記した文字瓦が多数、出土しています。

瓦葺きの正倉が見つかっている周辺の畠地からは、炭化米も出土していることから、この一帯が那賀郡衙に租税として集められた穀物を収納しておく、正倉院であったと考えられます。その範囲は明確となっていません。水戸市教育委員会では、史跡の保存と活用を図っていくために、平成18年度から史跡の内容と範囲を確認するための発掘調査を開始しました。その結果、数多くの成果が得られました。以下では、4つの項目についてご紹介します。

#### （1）複数あった総瓦葺きの正倉

高井悌三郎氏の調査で確認されていた「長者山第2号跡」は、基礎の規模が $25.5m \times 13.0m$ の大型の礎石建物であると考えられてきましたが、今年度の調査の結果、10m四方の基礎を持つ $3 \times 3$ 間の礎石建物跡が2棟、10mの空閑地を隔てて並んでいるものであることが確認されました。

このうち西側の礎石建物跡（SB002-a）は、基礎の規模が南北9.8m、東西11.1mでした。柱の間隔は9尺（2.7m）で、基礎の北西部付近には火災で焼失した際に焼け落ちて堆積したとみられる瓦層が認められています。

東側の礎石建物跡（SB002-b）は、発掘調査の結果、柱の列の部分だけを帶状に掘り込む布地業（ぬのちぎょう）と呼ばれる作り方で基礎を作っていて、長さ10.0m、

幅2.0m、深さ1.4mの基礎を4列分、地面を掘って土を薄く層状に掲き固めながら盛り上げて行き、その上に礎石を置いたものであることが分かりました。基礎の規模は南北10.0m、東西10.6mの範囲に及んでいました。柱の間隔は10尺（3.0m）で、基礎の上およびその周辺からは焼失した際に焼け落ちたとみられる瓦が出土しています。

高井悌三郎氏の調査で確認されていた「長者山第1号跡」（SB001）は東西24m、南北9.6mという長大な礎石建物跡で柱の間隔は東西が10尺（3.0m）、南北が8尺（2.4m）でした。

これまで、栃木県上三川町（かみのかわまち）上神主（かみこうぬし）・茂原（もばら）官衙遺跡（かんがいせき）や栃木県那珂川町（なかがわまち）那須（なす）官衙遺跡（かんがいせき）のように郡衙正倉院の中で桁行きが20mを超えるような礎石建物が総瓦葺（そうかわらぶ）きと判明している例はありました。基礎の形が正方形となるような $3 \times 3$ 間の正倉は、板葺（いたぶ）きか茅葺（かやぶ）きあるいは棟の部分にのみ瓦を葺いた蓑棟（いらかむね）や熨斗棟（のしむね）が一般的であると考えられてきました。

しかし、平成18年度の発掘調査の成果から、長者山地区から確認された正倉のうち「長者山第1号跡」（SB001）とSB002-aは、総瓦葺きの「瓦倉（がそう）」と考えられ、那賀郡衙では $3 \times 3$ 間の一般的な正倉の一部にも総瓦葺きを採用していたという事実が明らかとなっていました。



長者山地区建物礎石列

また、高井悌三郎氏の調査と昭和48年の水戸市教育委員会による調査が及んでいない箇所からも、正倉とみられる礎石建物跡の基礎が8箇所以上で確認されていて、筑西市（ちくせいし）新治郡衙跡（にいはりぐんがあと）のように正倉が列になって並んでいた可能性が高いことも分かってきました。

正倉の中でも「長者山第1号跡」（SB001）は台地の先端部に位置しており、那珂川が流れる低地から台地を見上げると、瓦葺きの正倉が並んでいるという荘厳な景観であったと考えられます。正倉の屋根に総瓦葺を採用した背景には、律令国家の権威を郡の内外に

誇示するための対外的な視覚効果もあったと考えられます。

## (2) 正倉を囲む溝を確認

高井悌三郎氏の調査で確認されていた「長者山第1号跡」(SB001)の北側において、正倉院の周りを巡っていたとみられる溝跡が確認されました。溝跡は上面幅が2.5mで、深さ1.5mの断面逆台形の溝です。

類例や溝跡から瓦が出土していることなどから郡衙正倉院の北辺を区画する溝である可能性が高いと考えられます。これまで範囲がはっきりしていなかった、長者山地区の北限を示す区画溝を確認することができたことにより、範囲を絞り込む重要な手がかりを得ることができました。

## (3) 160点を超える文字瓦

高井悌三郎氏の調査では、「長者山第1号跡」(SB001)から267点の文字瓦が出土していました。

文字瓦とは、文字通り瓦の表面に文字が書かれているもので、ヘラ状の工具で文字を書いたもの、印を押捺したもの、瓦を成形する際に使用する台などに文字があらかじめ彫られたことによって文字が浮かび上がる仕組みのものなど様々な記銘方法があります。今回の発掘調査でも「長者山第1号跡」(SB001)から160点を超える文字瓦が出土しています。

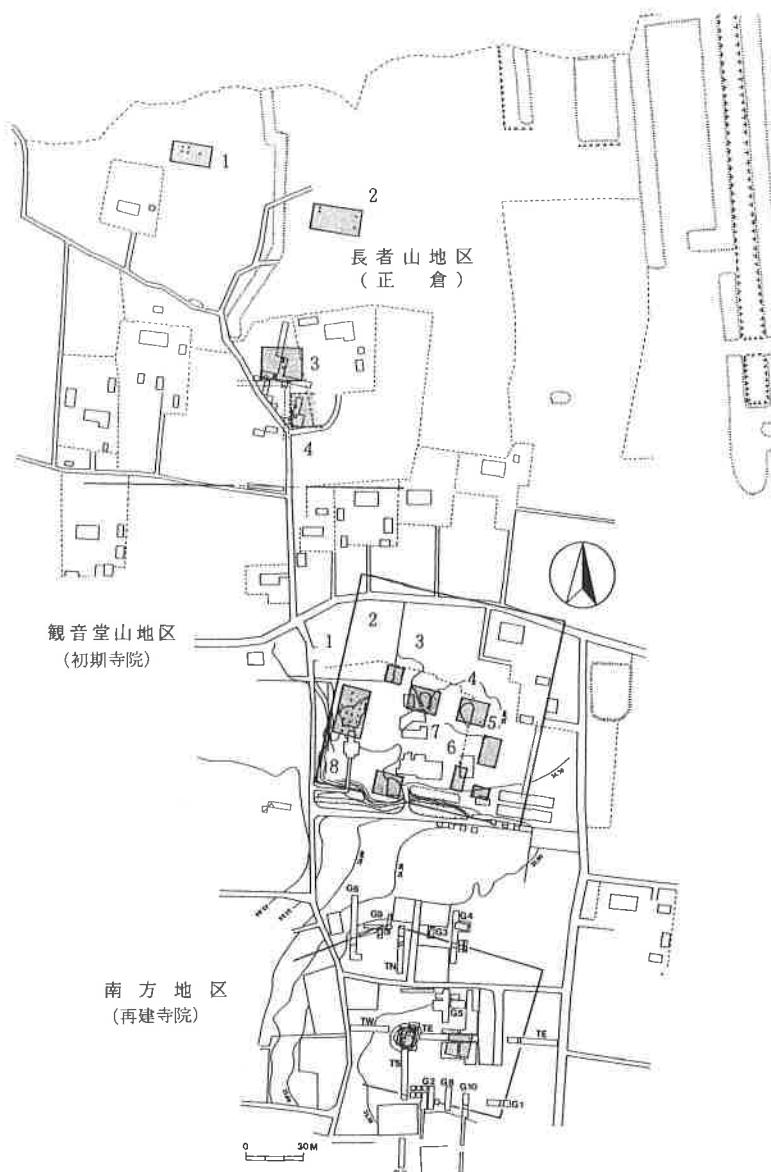
出土した文字瓦の中には高井氏の調査で出土していた「真國」や「阿波郷大田里」など同じものもありますが、「阿波中村（あわなかむら）」や「小河里（おがわのり）土師部（はじべ）」、「丈部長（はせつかべのおさ）」、「丈部村男（はせつかべむらお）」、「物部（もののべ）」などこれまで出土していなかった文字瓦もあり、那賀郡衙の正倉院の造営に携わった常陸国那賀郡内の郷や人々を復原していくうえで貴重な文字資料を得ることができました。

## (4) 多賀城系の軒先瓦

正倉からは、宮城県多賀城市にある多賀城跡（たがじょうあと）に葺かれていた軒丸瓦（のきまるがわら）と類似する重弁八葉蓮華文軒丸瓦（じゅうべんはちようれんげもんのきまるがわら）が出土しています。高井悌三郎氏の調査でもこの瓦の小さな破片が出土していましたが、文様の全貌が明らかではありませんでした。今回の調査の出土品で、文様の全貌が復原できるようになりました。

また、この軒丸瓦とセットで屋根を飾っていたと見られる多賀城系の三重弧文軒平瓦（さんじゅうこもんのかひらがわら）も出土しています。

『続日本紀（しょくにほんぎ）』という文献には、那賀郡の郡司が、陸奥国鎮所（多賀城跡）に私穀三千斛（こく）を軍糧（ぐんろう）として送ったという記事がありますが、今回の調査で出土した多賀城系の軒先瓦は、多賀城跡と那賀郡のつながりがあったことを示唆する貴重な資料と言えます。（川口武彦）



水戸市台渡廃寺跡実測図



取手市神明遺跡 神社東側発掘区



取手市神明遺跡出土みみづく形土偶



常陸大宮市泉坂下遺跡 再葬墓調査風景



水戸市台渡里廃寺跡 長者山第1号建物跡の礎石（見学会にて）



石岡市常陸国衙跡 国庁東脇殿跡 一 南から  
(人柱中央列と東脇列が東脇殿、右側の2人の列は東堀跡)



水戸市台渡里廃寺跡出土文字瓦  
長者山地区出土文字瓦「小河里戸主」+「川部」(押印)

取手市埋蔵文化財センター 第21回 記念企画展 2006年 発掘と発見 Excavation and discovery

茨城県内遺跡の発掘速報展 An excavation news flash exhibition of historic sites in Ibaraki  
平成19年2月27日(火)~4月20日(金) 取手市教育委員会文化芸術課／取手市埋蔵文化財センター